

# 固定資産評価審査委員会への審査申出制度について

飯山市固定資産評価審査委員会

## 1 固定資産評価審査委員会への審査申出とは

固定資産税の納税者は、固定資産課税台帳（課税補充台帳）に登録された価格（評価額）に不服がある場合、固定資産評価審査委員会に審査の申出ができます。

固定資産評価審査委員会は、市長が登録した価格に関する納税者の不服を審査するために法律に基づき設置された第三者機関であり、飯山市においては市議会の同意を得て市長が選任した3名の委員が審査を行います。

## 2 審査申出ができる事項

委員会に審査申出を行うことができるのは、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に関することに限られます。価格以外の事項については、審査申出の対象とはなりません。

不服の内容	不服申立て種別	申立て先
価格（評価額）	審査申出	固定資産評価審査委員会
価格以外（課税客体・納税義務者等） 【行政不服審査法に基づく手続】	異議申し立て	飯山市長

## 3 審査申出ができる人

固定資産税の納税者又はその代理人に限られます。

## 4 審査申出の方法

市に備え付けの固定資産評価審査申出書（正副2通）に、不服の内容など必要事項を記入し、飯山市役所総務部税務課市民税係（委員会書記）へ提出してください。

## 5 審査申出期間

固定資産課税台帳に価格等の登録をした旨の公示があった日（飯山市では通常4月1日）から納税通知書の交付を受けた日後90日以内です。

## 6 審査の方法

○審査は、原則として書面で行います。

審査申出人から審査申出書や、評価庁（飯山市総務部税務課資産税係）からの弁明書をもとに書面審査を行います。

審査委員会が必要であると判断した場合は、実地調査や口頭審理（審査申出人及び評価庁が出席し陳述を行う。）を行います。

○希望すれば口頭で意見を述べることができます。

審査申出人は、希望すれば、審査委員会に対して口頭で意見を述べることができます。

## 7 審査申出の流れ（裏面の図のとおり）

## 8 審査決定

審査決定には次の3種類があります。

- ・認容 審査申出人の主張の全部又は一部を認め、評価額を修正すること
- ・棄却 審査申出人の主張は評価額を修正すべき正当な理由には当たらないとして、主張を退けること
- ・却下 審査申出期間後に提出された申出や評価額以外に関する不服の申出など、不適法であることを理由に申出を退けること

審査決定に不服のある場合は、審査決定の取消を求めて、審査決定書の送付を受けた日から6ヶ月以内に訴訟を提起することができます。

また、審査委員会が審査申出を受付けてから30日以内に審査決定を行わない場合は、その申出を却下する決定があったものとみなして訴訟を提起することができます。

審査委員会では、できるだけ早く審査決定を行うよう手続きを進めますが、審査手続きには慎重を期しており、審査に時間がかかる場合があります。

# 審査申出の流れ

